

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

## 平成30年度後期分授業料徴収猶予及び

## 月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

### 徴収猶予許可者

平成31年3月6日(水)に引き落とされますので、前日までに指定口座に 授業料 267,900 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります) 以上の残高があることを確認してください。

※平成31年3月卒業又は修了予定者 は、平成31年2月25日(月)に引き落とされますのでご注意ください。

### 月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に 月額 44,650 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります) 以上の残高があることを確認してください。

平成30年11月26日(月) ←【在校生】2ヶ月分(以降1ヶ月分ずつ)

平成30年12月25日(火) ←【新入生】3ヶ月分(以降1ヶ月分ずつ)

平成31年1月23日(水)

平成31年2月25日(月)

平成31年3月6日(水)

※平成31年3月卒業又は修了予定者 は、平成31年2月25日(月)に2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

平成30年10月18日

学生支援課経済支援係